

平成 27 年 12 月 7 日  
文書法制課説明資料

## 改正行政不服審査法に基づく 不服審査制度の適用除外について

- 1 行政不服審査法とは
- 2 行政不服審査法と公文書管理条例における不服申立制度（現行）
  - (1) 異議申立て
  - (2) 審査請求
- 3 改正行政不服審査法の概要
- 4 改正行政不服審査法を受けた対応（審理員適用除外等）について

### 1 行政不服審査法とは

**行政機関**の処分（許可、免許取消し、等々）等によって不利益を受けた国民が不服を申し立て、これを**行政機関**が審査するルールを定めた法律

特徴

メリット

簡単な手続  
書面での申立て・審査  
費用不要

デメリット

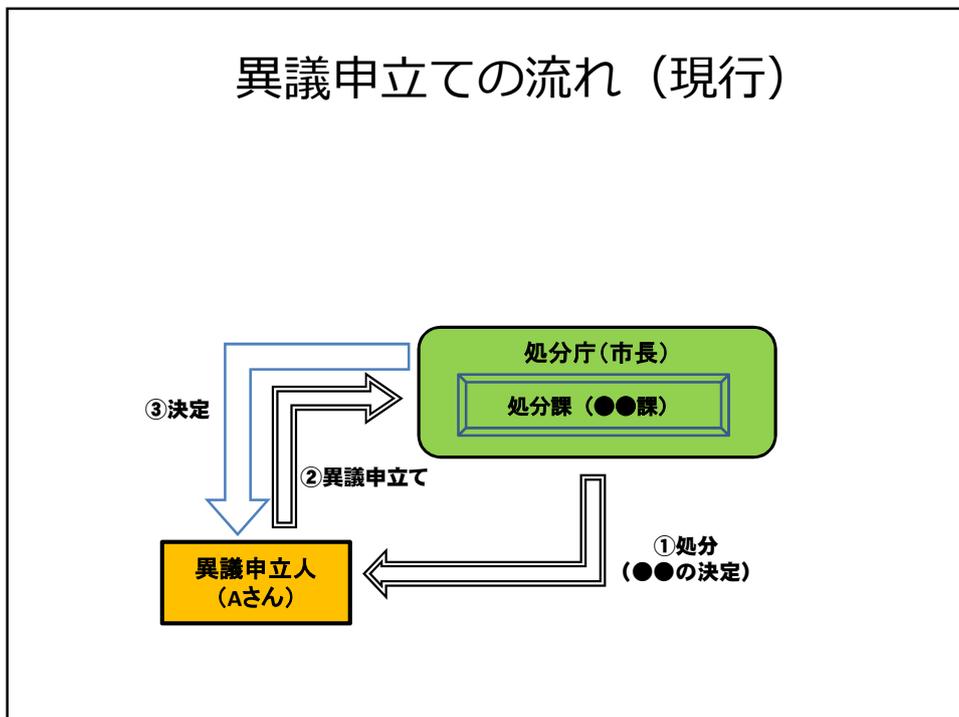
行政側のみの審理の  
ため公正性損なわれる  
おそれ

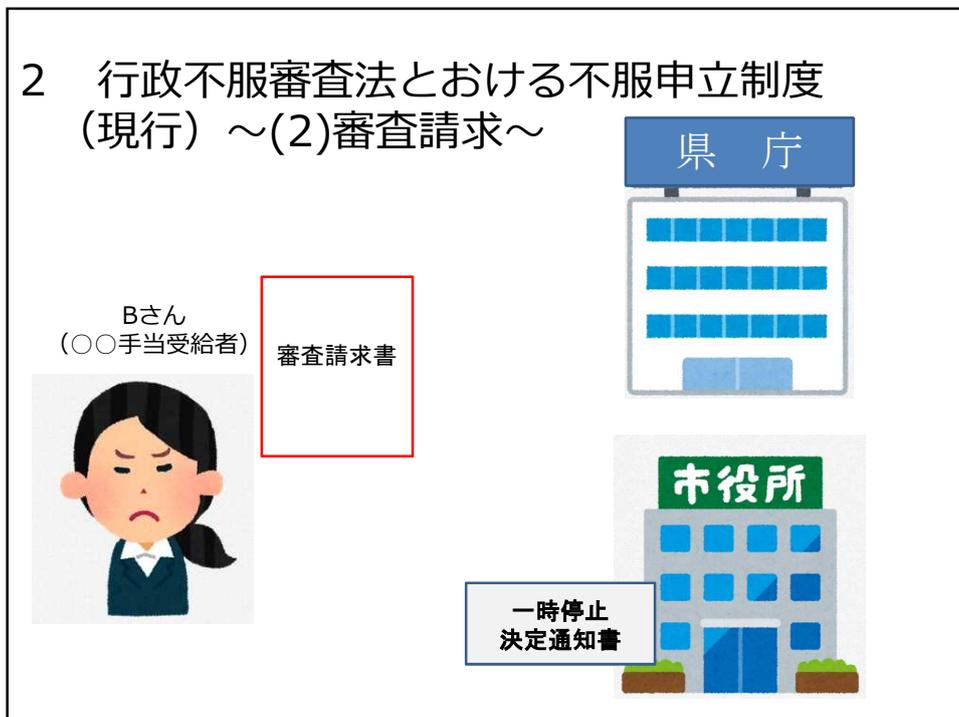
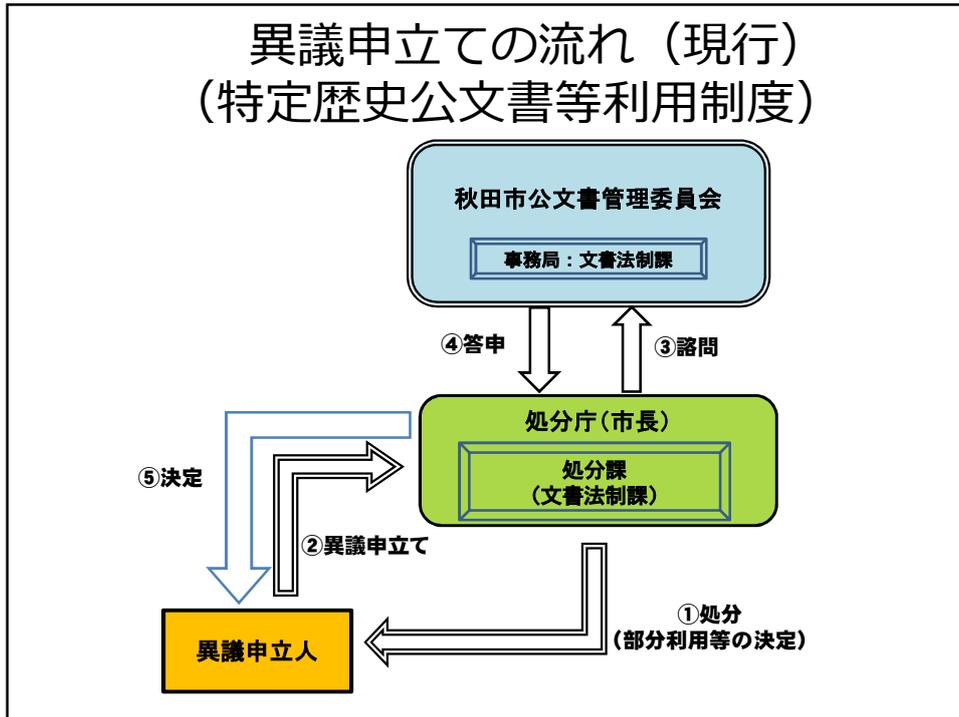
公正性を向上、より使いやすい制度となるよう改正

## 2 行政不服審査法と情報公開条例における不服申立制度（現行）～(1)異議申立て～

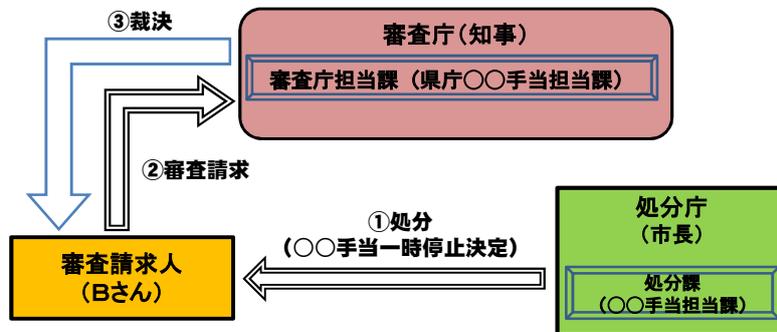


### 異議申立ての流れ（現行）





## 審査請求の流れ(現行)



## 3 改正行政不服審査法の概要

(平成26年法律第68号) 平成28年4月1日施行

### ① 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

**審理員**

- ・審査請求人と処分庁両者の主張聴取
- ・主張の立証書類の提出を受ける等実質的な審査
- ・裁決の案(審理員意見書)を作成し審査庁へ送付

**第三者機関**

- ・審理員意見書を受けた審査庁がしようとする裁決内容が妥当かを検討
- ・口頭意見陳述や資料を提出させることも可能

### ② 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

### ③ 審査請求をすることができる期間を3か月に延長

#### 4 改正行政不服審査法を受けた対応 (審理員適用除外等) について

→ 本制度の不服審査においては、審理員制度と第三者機関への諮問手続を適用除外とする(条例で規定)。

##### 理由

- ・学識経験を有する市の外部の有識者で構成されている公文書管理委員会に諮問する仕組みが既にある。
- ・審理員が行う詳細な事実認定の必要性が乏しい。
- ・改正行政不服審査法には見られないインカメラ審理による妥当性の判断が可能である。

→ 現状の制度で公正性と客観性が既に担保されており、委員会委員による実質的審理を行うことができる仕組みとなっている。

- ・国の改正公文書管理法も適用除外規定あり

#### 改正後審査請求の流れ

